

新たな福山市教育大綱について

1 教育大綱とは

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、本市の教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱として、教育等の目標や施策の根本的な方針を定めるもので、市長が総合教育会議での教育委員会との協議を経て定める。
- (2) 市長策定の趣旨
民意を代表し、教育行政に関する予算の編成・執行や条例提案権を有する市長が定めることにより、地域住民の意向のより一層の反映と教育等の施策の総合的な推進を図る。
- (3) 教育大綱は、国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じて策定する。

2 新たな教育大綱の考え方

現在、第二次福山市教育振興基本計画をもって、教育大綱としているが、同計画期間が今年度末で満了するため、新たな教育大綱を策定する必要がある。

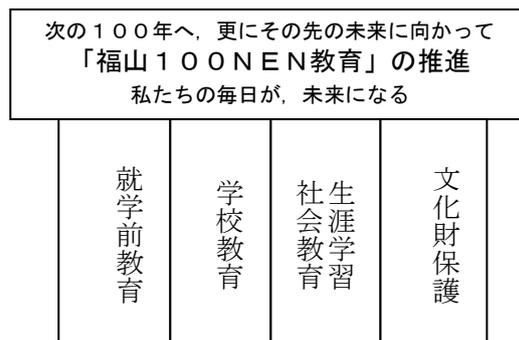
次年度以降についても、教育委員会が策定中である第三次福山市教育振興基本計画（以下「第三次計画」という。）をもって、新たな教育大綱とし、その期間は2022年度（令和4年度）～2026年度（令和8年度）とする。

（考え方）

- ・第三次計画は、国の教育振興基本計画（第3期）を参酌したほか、福山みらい創造ビジョンと整合を図りながら策定されており、本市の実情に即している。
- ・第三次計画は、基本理念の実現のため、分野ごとに基本目標を設定し、その目標達成に向け各種施策を展開することとされており、教育大綱として定めるべき目標や方針にふさわしい。

なお、第三次計画に含まれていない高等教育、文化（文化財保護を除く。）及びスポーツについては、管理・執行の権限が市長であり、福山みらい創造ビジョンに位置付ける中で、施策を実施できる。

新教育大綱（＝第三次計画）



※高等教育、文化振興、スポーツ振興は、福山みらい創造ビジョンを始めとする関係計画等に基づき推進